

川越市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川越市犯罪被害者等支援条例（令和3年条例第1号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。

(2) 市民 市内に住所を有する者及び次に定めるやむを得ない事由により市内に居所を有することとなった者をいう。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力（同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を含む。以下このアにおいて「配偶者からの暴力」という。）を受け、当該配偶者からの暴力を避けるため、市内に一時的に居所を定めたこと。

イ 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発により住居が滅失し、又は著しく損傷したことにより、市内に一時的に居所を定めたこと。

ウ その他特に市長が認める事由

(3) 重傷病 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条第5項に規定する重傷病をいう。

(見舞金の種類及び額)

第3条 川越市犯罪被害者等支援条例第8条の見舞金（以下「見舞金」という。）の額は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号の重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合は、同項第1号に規定する遺族見舞金の額から同項第2号に規定する重傷病見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金として当該遺族に支給する。

(見舞金の支給対象者)

第4条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者であつて、当該犯罪行為が行われた時に市民であつたもの（以下「死亡被害者」という。）の遺族のうち、次条第3項の規定により第1順位の遺族となる者（以下「第1順位遺族」という。）

(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負つた者で、当該犯罪行為が行われた時から重傷病見舞金を申請する時まで引き続き市民であるもの（第6条及び第7条において「重傷病被害者」という。）

（遺族の範囲及び順位）

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡時において次の各号のいずれかに該当する者で、犯罪行為が行われた時から遺族見舞金を申請する時まで引き続き市民であるものとする。

(1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第7条第1号において同じ。）

(2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 死亡被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が当該死亡被害者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。

（見舞金の支給の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪行為被害者（死亡被害者及び重傷病被害者をいう。以下この条において同じ。）又は第1順位遺族と加害者との間に、次のいずれかに該当する関係があつたとき。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 3親等内の親族（ア又はイに掲げる者を除く。）

(2) 当該犯罪行為による被害について、犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行、脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があったとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属し、又は属していたことがあること。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を与えたこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（見舞金の支給申請）

第7条 見舞金の支給の申請をしようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）

は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金 遺族見舞金支給申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類

ア 死亡被害者の死亡診断書その他当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

イ 犯罪行為が行われた時に死亡被害者が市民であったことを証する住民票の写しその他の証明書

ウ 当該犯罪行為が行われた時から遺族見舞金を申請する時まで申請者が引き続き市民であることを証明する住民票の写しその他の証明書

エ 戸籍謄本その他の死亡被害者と申請者との続柄を確認する書類

オ 申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を証明する書類

カ 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類

キ 申請者が第5条第1項第2号の規定に該当する者であるときは、死亡被害者の収入によって生計を維持していたことを証明する書類

ク 第1順位遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金代表者選任届（様式第2号）

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金 重傷病見舞金支給申請書（様式第3号）及び次に掲げる書類

ア 重傷病被害者の重傷病の状態及び加療を要する日数に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

イ 犯罪行為が行われた時から重傷病見舞金を申請する時まで申請者が市民であったことを証明する住民票の写しその他の証明書

ウ その他市長が必要と認める書類

（見舞金の支給決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請の内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定したときは、見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（見舞金の請求）

第9条 前条の規定により見舞金を支給する旨の決定（第11条において「支給決定」という。）を受けた者は、当該見舞金の支給を請求するときは、見舞金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（見舞金に係る調査等）

第10条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関等に対し、必要な事項の調査を行い、又は報告を求めることができる。

（見舞金の支給決定の取消し等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の支給決定を取り消すことができる。この場合において、既に見舞金を支給したときは、その返還を求めるものとする。

(1) 支給決定後に、第六条各号の規定に該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支給決定を受けたことが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行し、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重傷病について適用する。